

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 22 日 号外第 271 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 22 日 政令第 246 号
【管轄省庁】	外務省
【施行期日】	平成 23 年 1 月 1 日から施行
【制定の根拠】	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）第 10 条第 1 項及び第 12 条第 1 項
【法令のあらまし】	1 在コタキナバル日本国総領事館に関する部分を削る。（別表第 1 及び別表第 2 関係） 2 在ラオス日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定する。 （別表第 1 関係）
【改正される法令】	在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（昭和 49 年政令第 179 号）